

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報を提供いたします。

① 派遣労働者数 (令和5年9月1日付)

11 名

② 派遣先事業所数 (令和5年9月1日付)

3 事業所

③ 令和4年度 (令和4年9月1日～令和5年8月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

13,786 円 (8時間 全業務平均)

④ 令和4年度 (令和4年9月1日～令和5年8月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

9,183 円 (8時間 全業務平均)

⑤ 令和4年度 (令和4年9月1日～令和5年8月31日) マージン率

33.4 % ※計算式 $\frac{13,786 - 9,183}{13,786} \times 100 = 33.4$ 小数点第2位を四捨五入

マージン率には以下が含まれます。

- ・ 社会保険料 (雇用保険、厚生年金、健康保険) 及び労働保険 (労災保険)
- ・ 福利厚生費 (有給休暇、健康診断等)
- ・ 教育研修費、会社運営費、営業利益

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ()

当該労使協定の有効期間の終期 ()

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容)

訓練種別	対象者となる派遣労働者	訓練方法	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練 (共通・職種別)	雇入時	OFF-JT	無償	有償
業務従事者訓練 (職種別)	派遣中	OFF-JT	無償	有償
リーダー育成訓練 (職種別)	派遣中	OFF-JT	無償	有償

⑧ キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 人事担当 電話番号 072-939-7861

⑨ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 (福利厚生など)

各種社会保険・労働保険加入、福利厚生施設の利用

事業所名 株式会社アスウェル

許可番号 派27-120001